

「町税に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

坂 城 町 長      山 村      弘

坂城町規則第 1 7 号

町税に関する規則の一部を改正する規則

町税に関する規則（昭和56年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

第 8 条第 1 項中「指定金融機関等」を「財務規則第139条に規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。